



平成 17 年 7 月 1 日

各 位

会社名 駒井鉄工株式会社
代表者名 取締役社長 笠畑 恭之
(コード番号 5915 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員
海老澤 正博
(TEL. 03-3833-5101)

役員の処分について

当社は、平成 17 年 6 月 15 日に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」第 3 条（不当な取引制限の禁止）違反の容疑により、公正取引委員会より刑事告発を受け、同日、同法違反容疑により東京高等検察庁から起訴されました。また、平成 17 年 6 月 17 日付で国土交通省からは行政処分（指名停止措置）を受けております。このような事態に立ち至りましたことにつきまして、株主の皆様、お客様ならびに関係者の方々には大変なご心配・ご迷惑をおかけし、改めて深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、今般の事態を極めて厳粛に受け止め、現経営陣の責任を明確にするため、下記のとおり役員処分の決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

[役員処分の処分]

代表取締役社長	笠畑 恭之	減俸 30%	3 ヶ月（平成 17 年 7 月～9 月）
取締役 常務執行役員	須賀 安生	減俸 10%	3 ヶ月（平成 17 年 7 月～9 月）

[降 格]（平成 17 年 7 月 1 日付）

執行役員	吉川 皓	（現 常務執行役員）
------	------	------------

今後は、かかる事態を二度と起こさぬように再発防止に努め、コンプライアンス精神に則り、法令遵守を徹底し、内部管理体制の刷新と強化に向けて取り組んでまいります。

以 上